

男女共同参画ゲストティーチャー養成講座（全6回）

市内小学校における男女共同参画を推進するために、ゲストティーチャーとして男女共同参画やジェンダーをテーマにしたワークショップを実施する人材を養成します。

開催日（来年）	テーマ
1月14日(木)	男女共同参画社会とは 男女共同参画ゲストティーチャーとは
1月21日(木)	プログラムを体験しよう 4年生「それって…ヘン？」
1月28日(木)	プログラムを体験しよう 5年生「何でもなれるぞ！ 女の子・男の子」
2月5日(金)	プログラムを体験しよう 6年生「伝えてみよう！ 自分の気持ち」
2月18日(木)	グループワーク 授業を行うための練習ワーク
2月25日(木)	ゲストティーチャーデビューに向けて ～子どもたちとともに気づき、学ぼう～



じん
けん
の
ひろ
ば

時間 午前10時～正午

場所 レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター

対象 男女共同参画推進に賛同し、ボランティアでゲストティーチャーとして活動する意志のある人で全回出席できる人

定員 10人（先着順）

講師 中村初美さん（現ゲストティーチャー）

持ち物 筆記用具、マスク

申込・問合せ先 日・月曜日、祝日を除く午前9時～午後5時15分に、いずみさの女性センター（☎・Fax469-7125）へ



問合せ先 人権推進課

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されましたが、拉致被害者全員の帰国は未だに実現していません。拉致問題の解決はわが国の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

本週間を通じて北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

12月10日～16日は
**北朝鮮人権侵害問題
啓発週間**

差別撤廃条例

泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例
～1993（平成5）年12月施行～

この条例は、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性などへの差別など、あらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権が大切にされる「まちづくり」をめざしています。

問合せ先 人権推進課